助産師枠

令和８年度 島根「ふるさと」看護奨学金（助産師枠）
貸与生募集要項【２次募集】

■ 奨学金貸与の目的 ■

この奨学金は、島根県内の産科医療機関の周産期医療提供体制を維持していくため、助産師養成施設に在学する方で、将来、県内の産科医療機関で助産師として勤務する意思のある方の修学などを支援することにより、**助産師の県内就職**を促進することを目的としています。

１　募集人数

過疎・離島枠、UI ターン枠と合わせて 25 人

２　応募資格

（１）助産師養成施設に在学する人

※正規の修業年限が１年を超える助産師養成施設に在学する人は、最終学年に在学する人に限ります。

（２）卒業後、島根県内の医療施設等（指定機関）で所定の期間勤務する意思のある人

（３）経済的な事情により奨学金の貸与を希望する人

※ただし、次のいずれかに該当する人は応募できません。

（１）現在、島根県看護学生修学資金（～平成 30 年度）または島根「ふるさと」看護奨学金（令和元年度～）の貸与を受けている人

※今年度既に島根「ふるさと」看護奨学金の貸与決定者となった人は申請できません

（２）過去に、島根県看護学生修学資金（～平成 30 年度）または島根「ふるさと」看護奨学金（令和元年度～）の貸与を受けていた人（ただし、貸与された貸付金の返還を免除された人、返還中または返還が終わった人を除く。）

（３）休学、停学中の人

（４）留年により次年度以降も在学する必要がある人

３　貸 与 額

60 万円（在学中１回限り、貸与決定後一括貸与）

４　貸与金の返還免除

貸与生が、助産師養成施設を卒業した日から１年以内に助産師の免許を取得し、かつ、直ちに島根県内の医療施設等（指定機関）において引き続き５年間[注)] 助産師の業務に従事したときは、貸与した奨学金の全額の返還を免除します。

注）助産師業務に就業することを原則としつつ、勤務機関の事情等により助産師以外の看護職員業務に従事する場合については、相当程度許容します。

※　貸与した奨学金の返還が免除される島根県内の医療施設等（指定機関）は以下のとおりです。**ただし、実際に指定機関に該当するかどうかは、就業時（転職の場合は、転職時）の状**

況で判断しますので、就業前にご確認ください。

指定機関

以下、①～⑨のいずれかの施設をいいます。

①200 床未満の島根県内の病院
②島根県内の診療所
③精神病床が８割以上を占める島根県内の病院
④65 歳以上の者の収容比率が 100 分の 60 以上の病棟を有する島根県内の病院
※令和８年４月時点では島根県内の病院は全て該当します。
⑤島根県内の介護老人福祉施設　（特別養護老人ホーム）
⑥島根県内の介護老人保健施設
⑦島根県内の介護医療院
⑧介護保険法に基づく島根県内の訪問看護事業所
⑨児童福祉法に基づく島根県内の障害児入所施設
→ 重症心身障害児に対する障害児入所支援を行うものに限ります。

〔注意〕
介護保険関係事業所では、上記⑤介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、⑥介護老人保健施設、⑦介護医療院及び⑧訪問看護事業所のみが指定機関に該当します。
認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）、短期入所生活（療養）介護事業所（ショートステイ）、通所介護事業所（デイサービス）などは指定機関ではありませんのでご注意ください。

５　返還の猶予

貸与した奨学金は、貸与生が次の事由に該当するときは、その事由が継続する期間、返還を猶予します。

（１）助産師養成施設を卒業した後、さらに看護に関する専門知識を得るために大学院に在学しているとき
（２）貸与した奨学金の返還が免除される島根県内の医療施設等（指定機関）において、助産師の業務に従事しているとき
（３）災害、疾病その他やむを得ない事情があるとき

６　返還及び返還の方法

奨学金は、無利息とし、貸与生が次の事由に該当するときは、１年以内に月賦による均等返還をしていただきます。（最大５万円／月）なお、繰上償還（一括返還等）をすることもできます。納期限内に納められなかった場合は、別途延滞金が徴収されます。

（１）退学等により奨学金の貸与の決定が取り消されたとき
（２）助産師養成施設を卒業した日から１年以内に助産師免許を取得しなかったとき
（３）助産師免許を取得した後に、直ちに島根県内の医療施設等（指定機関）で助産師の業務に従事しなかったとき（看護に関する専門知識を得るための大学院への進学、疾病、負傷その他やむを得ない事由がある場合を除きます。）

７　貸与の申請

次の書類を**在学する助産師養成施設の長を経由して提出**してください。

（１）看護学生修学資金貸与申請書（様式第１号）

※「家族の状況」欄には、同居・別居を問わず**生計を一にする家族全員**を記入してください。

「生計を一にする」とは
「生計を一にする」とは、必ずしも同居を要件とするものではありません。例えば、勤務、修学、療養等の都合上別居している場合であっても、余暇にはいつも生活を共にしている場合や、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合には、「生計を一にする」ものとして取り扱います。 また、親族が同一の家屋で生活している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、「生計を一にする」ものとして取り扱います。

※募集要項（本書）や記載例を熟読し、全ての記入欄についてもれなく記入してください。

（２）市町村長の発行する**令和８年度所得課税証明書**

※令和７年中の所得を証明するもの（**令和７年１月～令和７年１２月の所得及び所得控除の内訳、課税標準額、市町村県民税の課税額等の記載のもの**）で、**本人を含む生計を一にする家族全員**（無収入の方を含みます。所得なしの証明も必要です。）のもの

※令和６年中の所得証明書では受付できませんので、ご注意ください。

（３）養成施設の在学証明書　※学年を記載したもの

（４）連帯保証人の印鑑登録証明書

・連帯保証人住所地の市町村役場で取得してください。

・発行後３ヶ月以内のものを有効とします。

（５）口座振替申出書

※預金通帳のカナ口座名義が記載されたページの写しも添付してください。

※本人以外の口座を指定する場合は委任状が必要です。様式を島根県ホームページに掲載しています。

８　連帯保証人

父母又は身元確実な成年者１名を連帯保証人として立てていただきます。

連帯保証人には、奨学金の貸与を受けた人と連帯して債務を負担していただきます。

申請書の連帯保証人欄は、**連帯保証人の自筆署名と自身の印鑑（印鑑登録証明書と同一）での押印が必要**です。

９　貸与申請受付期限

令和８年 12 月 22 日（火）当日消印有効

※在学する養成施設を経由して提出

10　被貸与者の決定

島根県において、家計の状況等を考慮し選考を行い、養成施設を通じて本人に通知します。

なお、貸与生とならなかった方に対しても、その旨をお知らせします。

11　その他

（１）貸与の申請に当たっては、看護学生修学資金貸与規則（昭和 37 年島根県規則第 70 号）の内容を承知した上で申請してください。

奨学金を申込み、貸与を受けるのは学生ご本人様です。奨学金は返済義務のある貸付金であることを理解し、返還時の負担などを十分に考慮した上で申し込んでください。

（２）この奨学金は、各病院、各種学校及び市町村が貸与する奨学金、修学資金等との併給は制限しません。

12　提出先・照会先

〒690－8501　松江市殿町1番地
島根県健康福祉部医療政策課　看護職員確保スタッフ　奨学金担当
TEL:0852-22-5613　FAX:0852-22-6040　E-mail:iryo-kango@pref.shimane.lg.jp
受付時間：平日８：30 から 12：00、13:00 から 17:15 まで

【貸与生募集に関する島根県ホームページ】

https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/kenko/iryo/kango_kakuho/H26syugakushikin.html

島根県　看護　奨学金	検索